

民事再生手続開始後の脱退により生じた 信用組合に対する出資金返戻請求権を受働債権とする相殺が 民事再生法92条1項により許容されないとされた事例 ～大阪地裁令和4年11月24日判決（金融・商事判例1670号44頁）～

朝田 百合子
Yuriko Asada

PROFILEはこちら

第1 事案の概要

X(原告)は、協同組合であるY(被告)の組合員であったところ、令和2年1月に民事再生手続開始の決定を受け(以下「本件再生手続」といいます。)、同年9月にYを脱退する旨の意思表示をしました。

本件は、Xが、Yに対し、XのYに対する出資金501万円に係る返戻請求権(以下「本件出資金返戻請求権」といいます。))は、脱退の効力が発生する令和3年3月末の事業年度の終了日において組合財産が存在することが同年6月のYの総代会において確認されたことにより停止条件が成就した旨を主張して、本件出資金返戻請求権に基づき、出資金501万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案です。

再生債権者であるYが本件出資金返戻請求権の停止条件不成就の利益を放棄して行った、再生債権(YのXに対する貸付金残元金の債権1,008万4,057円及びこれに対する遅延損害金)を自働債権とし、本件出資金返戻請求権を受働債権とする相殺(以下「本件相殺」といいます。))が、民事再生法92条1項によって許容されるか否か等が争われました。

第2 本件の争点と判断概要

1 争点

本件では、①本件再生手続の開始当時、本件相殺の受働債権たる本件出資金返戻請求権が発生していたか否か、②民事再生法92条1項により再生債権者がすることができると思われる相殺における受働債権に係る再生債務者に対して負担する「債務」には条件未成就の停止条件付債務(以下「未成就停止条件付債務」といいます。))が含まれるか否か、③債務者が停止条件不成就の利益を放棄することにより、債権届

出期間内の相殺適状を要件とする民事再生法92条1項を満たし得るか否かという点が争点となりました。

2 判断概要

裁判所は、本件出資金返戻請求権が停止条件付債権である以上、①本件再生手続開始当時、本件出資金返戻請求権が既に発生していたと解したとしても、②民事再生法92条1項にいう「債務」に未成就停止条件付債務は含まれておらず、③債務者が停止条件不成就の利益を放棄することによっても同項の要件を満たすとはいえないことからすると、①の点を判断するまでもなく本件相殺は同法92条1項により許容されとはいえず、効力を有しないと判示しました。

②に関する裁判所の判断について、以下に抜粋します。

▶民事再生法92条1項は、債務者に対して「債務を負担する」再生債権者による相殺を原則として認める一方で、相殺によって消滅させることのできる「債務」の範囲や相殺をなし得る期間を制限し、もって再生債権者の相殺の担保的機能への期待と再生債務者の事業の再建との調整を図ったものと解される。

▶このような民事再生法92条1項の趣旨に鑑みれば、同項により再生債権者がすることが許される相殺における受働債権に係る債務は、再生手続開始当時少なくとも現実化しているものである必要があり、将来の債務など当該時点で発生が未確定な債務は、特段の定めがない限り、含まれないと解することが相当である。

▶停止条件付債務が現実化するのには条件が成就する時であるから、未成就停止条件付債務を負担していても未だ民事再生法92条1項にいう「債務」を負担しているとはいえない。そして、同項は、未成就停止条件付債務と同様に未だ現実化しているとはいえない期限未到来の期限付債務については、その後段において同項の「債務」に含む旨を明記しているにもかかわらず、条件付債務についてはそのような規定がない。

▶以上からすれば、民事再生法92条1項にいう「債務」には未成就停止条件付債務を含まないと解することが相当といえる。

第3 検討

民事再生法上、再生債権者が、再生手続開始当時、再生債務者に対して債務を負担する場合において、再生債権(自働債権)及び再生債権者が負担する債務(受働債権)の双方が債権届出期間内に相殺適状に達し、かつ、その期間内に相殺の意思表示をしたときは、再生計画外において相殺の効力が認められるとされています(民事再生法92条1項前段)。また、当該債務は、期限付でも良いものとされています(同項後段)。そこで、明文の規定のない停止条件付債務に係る反対債権や将来請求権を受働債権とする相殺を可能とするかどうか問題となり、学説においても否定説と肯定説の間で議論がなされてきました。本裁判例は、この点について、否定説を採用したものといえます。

上述の点に関連して、破産法67条2項は、破産債権者が破産手続開始の時において破産者に対して債務を負担するときは、当該債務が「期限付若しくは条件付であるとき、又は将来の請求権に関するものである」場合でも、破産債権者が当該債務に係る債権を受働債権として破産手続外で相殺をす

ることが可能である旨を明文で定めています。

本件において、Yは、上記破産法上の規定にも言及し、「仮に、停止条件付債務に対応する債権を受働債権とする相殺の扱いが再生手続と破産手続で異なることになると、債権者は与信の段階で相殺の担保的機能の実現可能性について確信が持てないことになり、円滑な資金提供に萎縮効果をもたらす。」等と主張しました。

もともと、裁判所は、民事再生法が「再生計画を定めること等により再生債務者と債権者との間の『民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図る』ことを目的とする(民事再生法1条)」こと及び破産法が「破産者の事業の継続がもはや予定されて」いない中で「破産者の『財産等の適正かつ公平な清算を図る』ことを目的とする(破産法1条)」ことに触れ、「取引相手が債務超過となり法的整理手続を選択したともいう倒産手続の場面においては、債権者平等原則の下、各債権者が、たとえ平時であればすることのできた正当な権利行使や合理的期待であっても、当該選択された倒産処理法制の下では一定の範囲で制限されることはやむを得ないことであるし、かつその制限の範囲が当該倒産処理手続が破産手続であるか再生手続であるかによって異なることも各制度の趣旨目的が異なる以上当然の帰結である」から、Yの主張が法律の解釈を変えるべき理由にはならないと判示しています。

本裁判例は、民事再生法における停止条件付債務に係る受働債権の相殺の可否について判断したものとして同種事例の参考になり、また、民事再生法と破産法の趣旨目的の違いに言及し、民事再生法上の規定の解釈において破産法上の明文規定と異なる結論を導いたものとして倒産処理制度の違いを理解する上でも参考になるため、今回ご紹介させていただきました。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】